

産商商第217号

平成17年1月24日

株式会社ダイヤモンドファミリー
代表取締役 鯛 洋 三 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成16年7月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
京都ファミリー
京都市右京区山ノ内池尻町1番地の1

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

- 3 付帯意見

今後は、法第10条に規定するところにより、また、周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっても、周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、午前7時から午後7時までの自動車類の交通量が平日24,497台、休日19,270台（平成11年度交通センサス、観測地点番号5021、右京区西院坤町）である市道嵐山祇園線（四条通）に面しており、都市計画上の準工業地域に立地している。

周辺地域の状況は、南側は市道嵐山祇園線（四条通）を隔てて商業施設、東側は道路を隔てて小学校、事務所及び共同住宅、北側は、道路を隔てて低層住宅、共同住宅及び事務所、西側は、共同住宅及び葛野大路通を隔てて大学が立地している。

2 説明会の状況

京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づき説明会開催不要認定を行ったため、説明会の代わりに届出内容の概要を4箇月間、当該商業施設において掲示した。

3 意見書

法第8条第2項の規定により出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画は、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更であり、葛野大路通側に面する立体及び北平面駐車場の出口を出入口に変更するものである。

変更については、平成16年8月1日から既に実施している。

指針に掲げる事項との関連では、立体及び北平面駐車場への入口を新たに1箇所増加させたことにより入庫処理能力が向上したと考えられる。

また、今回の変更は、地元自治会連合会からの要望でもあり、これまで立体及び北平面駐車場への入口は店舗東側にのみしかなかったのが、拡幅された葛野大路通側に入口を増加させたことにより周辺の交通処理能力は改善されたと考える。